附属書A第一部注釈(v)の次に次の(vi)を加える。

(vi)　ペンタクロロフェノール（CAS番号八七―八六―五）、ソジウムペンタクロロフェナート（CAS番号一三一―五二―二及び二七七三五―六四―四（モノヒドラートとしてのもの））及びペンタクロロフェニルラウラート（CAS番号三七七二―九四―九）は、ペンタクロロアニソール（CAS番号一八二五―二一―四）の変換された生成物と合わせて考慮される場合には、残留性有機汚染物質として特定された。

附属書A第七部の次に次の一部を加える。

第八部　ペンタクロロフェノール、その塩及びエステル

第四条の規定に従い電柱及び腕木において使用するペンタクロロフェノールの製造及び使用について適用除外を登録した締約国は、ペンタクロロフェノールを含有する電柱及び腕木が、そのライフサイクルにおいてラベル等による表示その他の方法により容易に特定されることを確保するために必要な措置をとる。ペンタクロロフェノールで処理された物品は、適用が除外されているもの以外の目的のために再利用されるべきではない。

附属書A第一部の表ポリ塩化ビフェニルの項の次に次の項を加える。

ポリ塩化ナフタレン（ジクロロナフタレン、トリクロロナフタレン、テトラクロロナフタレン、ペンタクロロナフタレン、ヘキサクロロナフタレン、ヘプタクロロナフタレン及びオクタクロロナフタレンを含む。）	製造	ポリフルオロナフタレンの製造における中間体（オクタフルオロナフタレンを含む。）
	使用	ポリフルオロナフタレンの製造（オクタフルオロナフタレンを含む。）

附属書C第一部の表ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランの次に次のように加える。

ポリ塩化ナフタレン（ジクロロナフタレン、トリクロロナフタレン、テトラクロロナフタレン、ペンタクロロナフタレン、ヘキサクロロナフタレン、ヘプタクロロナフタレン及びオクタクロロナフタレンを含む。）

附属書C第二部及び第三部の表に次のように加える。

ポリ塩化ナフタレン（ジクロロナフタレン、トリクロロナフタレン、テトラクロロナフタレン、ペンタクロロナフタレン、ヘキサクロロナフタレン、ヘプタクロロナフタレン及びオクタクロロナフタレンを含む。）

○厚生労働省告示第四百七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月七日から適用する。

平成二十八年十二月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第10部追補(6)の歯科用薬剤の項を次のように改める。

歯科用薬	規格単位	薬価
外用薬	(2)	円
リグロス歯科用液キット600μg	600μg1キット	20,670.90
リグロス歯科用液キット1200μg	1,200μg1キット	27,802.90

別表に次のように加える。

第11部　追補　(7)		
内用薬	規格単位	薬価
品名		円
（ふ）		
プレジコビックス配合錠	1錠	2,002.80
注射薬	規格単位	薬価
品名		円
（ふ）		
プレセデックス静注液200μg「ファイザー」	200μg2mL1瓶	5,122

○厚生労働省告示第四百八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ヘ、第二十一条第三号ヘ及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月七日から適用する。

平成二十八年十二月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十第二号(一)ハ中「及びミケルナ配合点眼液」を「、ミケルナ配合点眼液及びプレジコビックス配合錠」に改める。

別表第4に次のように加える。

第2部　追補　(1)		
注射薬	規格単位	
品名		
（ふ）		
プレセデックス静注液200μg「ホスピーラ」	200μg2mL1瓶	

○農林水産省告示第二千三百九十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年四月五日に消滅したものとみなされる。

平成二十八年十二月六日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第18189号
2　登録年月日　平成21年4月2日
3　農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　エベラ103
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
　愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第21776号
2　登録年月日　平成24年4月4日
3　農林水産植物の種類
　Porphyra yezoensis Ueda
4　登録品種の名称　あゆち黒吉
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　愛知県
　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
　愛知県漁業協同組合連合会
　愛知県名古屋市中区丸の内三丁目4番31号

○農林水産省告示第二千三百九十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年四月十六日に消滅したものとみなされる。

平成二十八年十二月六日

農林水産大臣　山本　有二